令和８年度　第１回大和市入札監視委員会　会議要旨

１．日　　時　令和８年７月３１日（金）　１０時００分～１２時００分
２．場　　所　大和市役所 会議室棟２階　２０４会議室
３．出席状況　委　員３名
　　事務局８名
４．会議次第
　１　委員長あいさつ
　２　議題
　　（１）入札状況について（報告）
　　（２）入札参加停止業者について（報告）
　　（３）抽出事案の審議について
　３　答申について
　４　その他

【会議内容】
　１　委員長あいさつ

　２　議題
　　（１）入札状況について（報告）
　　事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明
　　（２）入札参加停止業者について（報告）
　　現在の入札参加停止業者の内容について説明
　　（３）抽出事案の審議について
　　審議案件は14件、詳細は以下の通り

１．令和７年度北部浄化センター計装設備補修

【抽出理由】

大和市では、本体設備の入札を落札した事業者が、その後の補修を全て随意契約で受注できるようである。本件以外にも同様の案件は複数見られる。補修にかかる費用の妥当性はどのように確保されているのか伺いたい。

【回答】

下水処理場において、塩素を用いて殺菌処理を行った処理水を川に放流する際には、放流基準を満たす塩素濃度であるかを計測することが必須であり、本設備は処理水の計測値に連動して塩素注入量を自動制御するものです。本案件は、同設備の耐用年数を踏まえて、設備の長期的な機能維持と故障の未然防止を目的として補修を実施したものです。

本案件の補修対象となる設備は、当該事業者が機器の構造や制御プログラム等に関する特許を有しており、開発元である同社以外では当該設備の補修を適切に行うことができないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、随意契約を締結いたしました。

契約金額の妥当性につきましては、本市において設計積算を行い、適正な予定価格を定めた上で、当該事業者と見積合せを実施し契約を決定することで確保しております。予定価格算定の基礎となる設計積算については、県が公表する単価や下水道歩掛等の公表資料を用いるとともに、事業者から事前に徴取した参考見積書に記載された機器等の価格も積算に含めております。こうしたことから、見積価格は結果として予定価格に近接したものとなる傾向が見られます。

本案件に限らず、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づき随意契約を締結している他の案件につきましても、同様の手続きを行うことで、価格の妥当性を担保しております。

【質疑】

委　員：本件に限らず、システム系機器については、導入時に低価格で契約し、その後の保守・補修において高額な費用を請求することで利益を得るといった事例が、全国的に問題となっていたと認識している。本件のように特殊性の高い機器は特定業者への依存が避けられず、価格交渉においても業者側が優位となりやすい側面がある。説明を聞く限り、大和市として可能な対策は講じているものと理解しているが、その認識で相違ないか。

事務局：現時点において大和市として取り得る対策を講じたうえで、適正な価格での契約に向けて取り組んでいるところである。

２．令和７年度中部浄化センター給排気設備補修

【抽出理由】

予定価格・設計金額が 12,969,000 円であるところ、８社中、６社が 2,000 万円以上の金額で入札しているが、予定価格・設計価格は、適正であったか。また、６社に契約内容の理解に錯誤があったということはなかったか。

【回答】

本案件の補修対象である給排気ファンは、汚泥処理棟内の換気を担う重要な設備です。適切な換気により安全な作業環境の確保と設備の保護が図られ、施設の安定的な維持管理に欠かせない役割を果たしています。このため、中部浄化センター維持補修計画に基づき、給排気ファンの補修及び交換を実施し、機能の維持・継続を図ったものです。

予定価格算定の基礎となる設計積算においては、建設物価積算資料等の公的単価を用いるとともに、公的単価が存在しない交換部品等の設計単価については、市内の管業者４者から設計用参考見積りを徴取し、原則としてその最低価格を採用した上で、「水質管理センター補修業務設計積算等指針」に基づき適切に設計金額を算出しております。

本案件においても、落札業者を含む４者から設計用参考見積りを徴取し、その最低価格を基準として部品単価の設計を行っております。そのため、部品を低価格で調達できた落札業者の見積りが設計単価に反映された結果、予定価格が相対的に低く算出された側面があったものと考えられます。

なお、特記仕様書には工事範囲及び対象部品を図面等により明記しておりますことから、参加業者が内容の認識に齟齬をきたすことはなかったものと認識しております。

【質疑】

特になし

３．令和７年度中部浄化センターシャッター補修

【抽出理由】

最低制限価格を下回る業者が３社中２社で、しかも、最も低い金額で入れた業者が大手業者で、かつ、最低制限価格を約 35%下回る金額で入札しているが、最低制限価格は適正であったといえるか。

【回答】

中部浄化センターにある汚泥処理棟の搬入室及びし渣搬出室に設置されているシャッターは、長年の使用により経年劣化が著しく進行し、開閉動作に支障を来しています。本案件は、当該シャッターが廃棄物の搬入・搬出において日常的に使用される重要な設備であることから、シャッター本体を新規設備へ交換整備し、施設の安定的な運営と安全性の確保を図ったものです。

今回、大幅に最低制限価格を下回る入札が生じた要因としては、入札における競争原理が強く働いたものと考えております。

今回の案件は補修工事に分類されるものの、その内容は設備の大規模な更新を伴うものであり、工事の性質としては実質的に新規設置に近いものと言えます。このため、新設工事と同様の価格競争原理が働き、大幅な値下げにつながった可能性があると考察しております。

なお、予定価格の算定にあたっては、国土交通省公共建築工事積算基準および物価資料（建設物価・積算資料）等の公的単価を用いた積上げ積算により設計金額を算出しておりますとともに、最低制限価格につきましても、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出しており、いずれも手続き上の問題はなかったものと認識しております。

【質疑】

委　員：国土交通省公共建築工事積算基準および物価資料（建設物価・積算資料）等の公的単価を用いた積上げ積算により設計金額を算出しているとのことだが、これらは一般に公表されているものか。

事務局：一般に公表されており、各業者において確認可能なものである。

委　員：公表されているのであれば、なぜ本件落札業者が低価格での入札を行うことができたのか。

事務局：入札価格の設定は各社の判断によるものであり、その理由については把握していない。

委　員：最低制限価格は予定価格の何パーセントに設定されているか。

事務局：本件については予定価格の90.8%に設定している。

委　員：その設定はどのような根拠によるものか。また、案件ごとに予定価格に対する割合が異なるのはなぜか。

事務局：国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき算出している。具体的には、予定価格を４つの項目に内訳し、それぞれに対して定められた率を乗じた合計額を最低制限価格としている。そのため、案件ごとに予定価格に対する割合が異なるが、予定価格の75%～92%となるよう設定している。

委　員：「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」は公表しているか。
事務局：市のホームページ上で公開している。

委　員：次回の補修工事は随意契約となるのか。
事務局：随意契約となる可能性はある。

４．令和７年度汚水管築造工事（境川上流地区）第１工区

【抽出理由】

比較的高額の工事であるが、１社しか入札しておらず、かつ、落札率も高い。市内業者に限定している理由を伺いたい。

【回答】

本案件は、下水道事業計画に基づき、令和５年度に市街化区域に編入された中央森林東側地区にて発生する汚水処理のために、汚水管の新設をしたものです。

工事の条件付一般競争入札にあたっては、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」「造園」「塗装」「防水」「とび土工コンクリート」の業種は、設計金額に応じた発注条件を「標準発注条件」として定め、市ホームページにて公開しております。本案件の業種は、「土木一式」に該当し、設計金額は「１千万円以上５千５百万円未満」であるため、標準発注条件に従い、地域区分を「市内」として入札を行いました。対象となる業者は市内業者３７者であり、入札における競争性は確保されているものと考えております。

なお、本件は発注時期が年末となったことから、各社において技術者の確保が困難な状況にあったことに加え、当該区域内の住宅建設が本工事の完了を待って開始されることから、年度末までの工期厳守が求められる状況にあり、こうした条件が入札参加意欲に一定の影響を与えたものと考えております。

地方自治法施行令第167条の５の２を根拠に、事業所の所在地や工事実績を競争参加資格として付加できることが認められています。地域の建設業者は現場対応の迅速性や品質の安定が期待できるうえ、国土交通省が示すように、地域の中小・中堅建設企業の育成・経営安定化にも資することから、地域区分は施工の適正性確保と地域産業振興を同時に果たす合理的な仕組みと認識しております。

【質疑】

特になし。

５．消防署南分署仮眠室等改修工事

【抽出理由】

特殊な工事とは思われないが、再度の入札で落札者がなかった理由は何でしょうか。

【回答】

本案件は、職員定数の増加に伴う当直環境の整備を目的として、令和７年度に仮眠室と救急消毒室の改修を行ったものです。仮眠室については、カーテンのみで仕切られ、個人スペースが確保できていなかった２階消防隊仮眠室をパーテーションで15区画に区切り、各区画にベッドを配置することで個人スペースを確保しました。救急消毒室については、タイルの剥がれや狭さといった内装の老朽化に対応するため、１階救急隊シャワー室の改修と併せて、資機材の洗浄・乾燥設備のレイアウトを見直す改修を行いました。なお、これらの各工事に伴う電気・設備工事等についても併せて実施しました。

本案件に先立つ入札の経緯についてですが、条件付一般競争入札を実施した結果、２者の参加がありましたが、応札は１者にとどまりました。１回目の入札においては、提示された入札価格が予定価格の108％であったため、落札に至らず、再入札を実施いたしました。しかしながら、２回目の入札においても、提示された価格は予定価格の107％と、再度予定価格を超過したため、不調という結果となりました。

最終的な入札価格が予定価格の110％以内であったため、該当業者と地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づく随意契約（以下、「随意契約８号」という。）が可能となりました。事業主管課及び工事主管課にて協議した結果、本案件が速やかな契約決定を要するものであったことから、随意契約８号による見積合わせを実施し、契約決定となりました。

本案件は、当直者が在室する環境下での施工が求められるものであり、作業時間帯や騒音・振動への配慮など、通常の工事と比較して施工上の制約が多い案件でした。こうした施工条件の特殊性が、入札参加者数の少なさや入札価格に影響したものと考えております。

【意見】

委　員：最終的に入札参加者が１者であったとすれば、その業者が入札を繰り返すことでいつかは予定価格を下回り、落札となるはずである。その場合、競争性が働いていないように見受けられるがどうか。

事務局：入札は最大２回実施することとしており、いずれの回においても予定価格を下回る入札者がいない場合は不調となる。そのため、際限なく入札が繰り返される状況にはならない。なお、随意契約８号による見積合わせについても同様に、見積書の提出機会は最大２回までとしており、いずれの回においても予定価格を下回る見積書の提出がない場合は不調となる。

６．北部学校給食共同調理場中規模改修工事（建築一期）（その１）

【抽出理由】

特殊な工事とは思われないが、再度の入札で落札者がなかった理由は何でしょうか。

【回答】

本案件は、市内に３ヶ所ある学校給食共同調理場について、施設設備の老朽化に対応するとともに、安全で衛生的な給食提供環境を確保するため、大規模改修工事を行ったものです。工事の内容としては、ボイラーの更新をはじめ、建築・電気・機械などの各工事を行ったほか、屋上等の防水改修工事、夏季の室内温度上昇を抑制する窓遮熱改修工事、老朽化した高架水槽架構の撤去についても併せて実施し、施設全体の安全性・衛生性・機能性の向上を図りました。

本案件に先立つ入札の経緯についてですが、条件付一般競争入札を実施した結果、２者の参加があり、両者から応札がありました。１回目の入札においては、提示された入札価格の最低価格が予定価格の 103%であったため、落札には至らず、再入札を実施いたしました。しかしながら、２回目の入札においても、提示された入札価格の最低価格は、予定価格の100.1%と、わずかながら予定価格を超過したため、不調という結果となりました。

最終的な入札価格が予定価格の 110%以内であったため、該当業者と地方自治法施行令第167 条の２第１項第８号に基づく随意契約（以下、「随意契約８号」という。）が可能となりました。事業主管課及び工事主管課にて協議した結果、本案件が速やかな契約決定を要するものであったことから、随意契約８号による見積合わせを実施し、契約決定となりました。

【質疑】

委　員：予定価格の算定の基礎となる資料について、どの程度の頻度で単価等の数値が更新されているか。

事務局：本案件は建築工事であるが、建築工事の場合、国等が示す労務費等の主要単価は年数回更新される。一方、材料費等の単価は毎月更新される。入札公告の際には、仕様書等において使用する単価の基準時点を明示したうえで入札を実施しているため、多少の時期的なずれが生じたとしても、業者が設計積算を行ううえで支障は生じないものと考えている。

委　員：予定価格超過による入札不調は近年増加傾向にあるか。増加しているとすれば、労務単価や資材価格の高騰が予定価格に反映されていないことが一因であるように思う。工期延長となる可能性もあることから、値上がりを見越した価格での入札をしていると想定されるため、予定価格への適切なコスト反映措置を講じるべきではないか。

事務局：ご指摘のとおり、予定価格超過による入札不調は増加している。入札にあたっては、使用する単価等の数値の基準時点を明示することが公平性の確保上必要であ

る。一方、工事の施工過程において物価上昇等による資材費の増加が生じた場合には、協議し変更契約により対応することとしている。

７．市立文ヶ岡小学校屋上防水外壁改修工事

【抽出理由】

無効となった入札が多い。最低制限価格の設定が適切であったか伺いたい。

【回答】

本案件は、築 40 年を経過した校舎の機能維持及び安全性確保を図るため、屋上の雨水浸入防止を目的とした防水改修工事、並びに外壁の剥落及び雨水浸入防止を目的とした塗装改修工事を実施したものです。

工事の条件付一般競争入札にあたっては、不当な低価格での入札（ダンピング受注）を防ぎ、工事の品質や安全性を確保するため、最低制限価格を設定しております。また、最低制限価格については、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき、適正に算出しています。無効となった入札については、いずれも最低制限価格未満の金額であったことによるものです。本案件の入札結果を見ると、有効な金額の入札を含め、入札した５者のうち４者の応札価格は、最低制限価格付近に集中していることが分かります。このことから、本案件は、各入札参加者の落札に向けた意欲が高く、結果として最低制限価格を下回る入札が多く見られたものと考えています。

市の設計積算は、国や県と同様に、元請業者が一部工事を下請業者へ外注することを前提とした標準的な積算方法を採用しております。一方で、自社に多数の職人を抱える塗装専門業者においては、外注費相当分のコスト削減が可能であることから、より低い価格での入札が可能となります。今回、最低制限価格を下回る入札の多くがこうした業者によるものであったと考えられ、このことも、低価格応札が集中した要因の一つであったと推察されます。

【意見】

委　員：最低制限価格の算出方法が公表されているのであれば、各社の入札価格は最低制限価格と同額になるはずである。本件がそうなっていない理由はなぜか。

事務局：工種によって異なるが、土木工事の場合、積算に用いる単価等の数値がすべて公開されているため、ご指摘のとおり各社が最低制限価格と同額で入札し、くじ引きにより落札者を決定するケースが多い。一方、本件の工種は塗装工事であり、設計積算においては先に説明した公的単価に加え、一部に独自単価が用いられており、価格に幅が生じる要素が含まれている。そのため、土木工事のように各社の入札価格が一致するとは限らず、最低制限価格を下回る入札が発生する場合もある。前述のとおり、本件は自社に職人を抱える塗装専門業者が独自単価を低く積算したものと考えている。

委　員：そうは言っても、より低い価格で応札した業者の入札を無効とすることは、市民感覚としては違和感を覚える。この点についてはどのように考えるか。

事務局：ご指摘はもっともであると認識している。しかしながら、設計積算において一部に独自単価を用いる手法は、本件のように入札価格が最低制限価格を下回り無効

となる事例を生じさせる一方で、価格の上振れを抑制し、契約金額の増加を防ぐ機能も有している。こうした両面の効果を総合的に勘案した結果、現行の方法が最も適切であると考えている。

８．（１）令和７年度舗装修繕工事（その１）
（２）令和７年度舗装修繕工事（その２）
（３）令和７年度舗装修繕工事（その３）
（４）令和７年度舗装修繕工事（その５）
（５）令和７年度舗装修繕工事（その６－１）
（６）令和７年度舗装修繕工事（その７）
（７）令和７年度舗装修繕工事（その８）
（８）令和７年度舗装修繕工事（南林間座間線）
（９）令和７年度舗装修繕工事（坂上一の関線・その１）

【抽出理由】

入札参加者の応札価格がほぼ同一なのはなぜでしょうか。

【回答】

本案件を含めいずれの案件も、市の舗装修繕計画をもとに、傷みや劣化が生じた道路舗装を補修したものです。

本案件のような舗装工事の設計に際しては、神奈川県の単価や歩掛が工事内容ごとに公表されているほか、見積りによる材料費等、市独自に採用した単価についても入札時に公開しております。そのため、個々の金額を積み上げて積算した場合、積算能力が高ければ市の設計額を正確に算定できるものと考えております。こうしたことから、各社の提示する入札価格が、結果として近接したものとなる傾向があります。

また、最低制限価格の設定につきましても、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき算出しておりますので、適正な積算能力を有する事業者であれば、当該最低制限価格を算定することも可能であると認識しております。

市内業者の積算能力が高く、また、入札参加意欲が強く見られたことから、結果として最低制限価格と同額が複数者おり、「くじ引き」にて落札決定をしておりますが、開札するまでは他者の入札参加状況は分からないため、競争性は確保されているものと考えております。

【質疑】

委　員：設計積算に係る単価は公表されているとのことだが、各社が同一の単価を用いるのであれば入札価格も同額となるはずである。そのような条件下で、入札を実施する意義、競争性はあるのか。また、単価は公表しなければいけないのか。

事務局：単価の公表とは、具体的な金額等の数値そのものを示しているのではなく、どの資料・文献から引用した数値であるかを明示しているものである。また、条件付一般競争入札においては、結果が公表されるまでの間、入札参加者の状況は各社に対して非公開とされており、参加者数や他者の応札状況を把握することはできない。こうした仕組みにより、競争性は担保されているものと認識している。

９．避難生活施設用発電装置保守業務委託

【抽出理由】

落札率が著しく低く、入札参加者の応札価格に開きがあるが仕様書に問題などはないでしょうか。また、適正な履行は見込まれるのでしょうか。

【回答】

本案件は、市内小中学校全校及び大和市特別教育センターに各１台設置されている避難生活施設用発電装置が常に正常稼働するよう、12ヶ月点検や、清掃及び調整を行い、設備の機能保全を図ったものです。

本案件の仕様書は、大和市電気保安規定等に基づいた業務等を示しており、当該装置の保守業務委託が適切に履行されるために、仕様内容の理解に齟齬が生まれないよう留意して作成しております。本案件はここ数年、落札率60%台にて２者による競争が続いておりましたが、今回、落札業者が新規に参入したことに加えて、毎年の落札状況をすべて公表していることも踏まえまして、競争性が働いたものと捉えております。

また、開札後、落札率が80%を下回る際には、落札業者に聞き取り、仕様内容に見落としがないことや理解に齟齬がないことを確認してから契約決定としております。本案件は、結果として著しく低い落札率での決定となりましたが、履行については、仕様にある作業範囲、品質、納期、保守要件等についてきちんと対応されており、履行上の問題は特にありません。

【質疑】

委　員：落札率が８割を下回る場合は入札価格の確認を行うとのことだが、確認の結果、入札価格に誤りが認められた場合はどのように対応するのか。

事務局：誤った価格で入札した業者の入札は無効となり、次点の業者と契約を締結することとなる。

委　員：仕様書の読み間違いに起因する誤入札であっても、同様の取り扱いとなるのか。

事務局：案件によっては入札金額の内訳書の提出を求めることがあり、その内訳を事業担当課において確認する。確認の結果、必要な項目が計上されていなかった場合は業者に確認を行い、誤りが認められた場合も同様に無効となる。

１０．（１）令和７年度し尿収集運搬業務委託（債務負担行為）
（２）令和７年度家庭汚水・し尿浄化槽放流水収集運搬業務委託
（単価契約・債務負担行為）

【抽出理由】

いずれもし尿収集運搬業務委託であるところ、入札に参加した４社中、落札した業者（いずれも同じ業者）以外の３社が予定価格・設計金額を超えて入札していますが、何か事情はありますでしょうか。

【回答】

本案件は、公共下水道が接続されていない家庭や事業所、仮設トイレから、し尿、家庭汚水・し尿浄化槽放流水をバーキューム車で汲み取り、本市の下水処理場である中部浄化センターへ運搬したものです。

本案件は、業者から参考見積を徴取する方式ではなく、神奈川県公共工事労務単価等に基づき、市で設計をして予定価格を設定しております。よって、入札参加業者は市の設計をもとに、単価を積み上げて積算をすることとなりますので、入札金額については、各社の経営上の判断が各所に含まれていると捉えております。昨今の人件費や物価の高騰により、各社それらを適正に価格転嫁していることと思いますが、落札業者はこれまで長期にわたり本案件を受注してきたこともあり、このような結果に至ったものと考えます。

【質疑】

委　員：件名にある「債務負担行為」とはどのようなものか。

事務局：契約期間が年度をまたぐもののうち、事前に予算が確保されているものを「債務負担行為」という。これに対し、予算の確保がされていないものを「長期継続契約」という。

１１．（１）桜丘小学校外４校学校警備委託（長期継続契約）
（２）北大和小学校外３校学校警備委託（長期継続契約）
（３）渋谷中学校外３校学校警備委託（長期継続契約）
（４）大和中学校外４校学校警備委託（長期継続契約）
（５）深見小学校外４校学校警備委託（長期継続契約）
（６）林間小学校外４校学校警備委託（長期継続契約）

【抽出理由】

いずれも警備委託であるところ、落札した業者と他の入札業者との金額の乖離が大きく、また、予定価格・設計金額が近似した契約における同一業者が入札金額に５倍近い乖離がありますが、何か事情はありますでしょうか。

【回答】

本案件は、学校（警備対象物件）の火災、盗難及び不良行為を予防し、かつ安全を確保するため、警報機器により感知された異常の有無を確認することのできる機械警備及び異常事態発生時に現場に急行し異常事態の確認を行い必要な措置をとる人的警備を行ったものです。

本市には、「大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」があります。この条例において、本案件のような物品を借り入れる契約で、機械警備業務に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるものは、長期継続契約ができるものとし、その契約の期間は５年以内とされております。本案件もこの条例で認められている長期継続契約の最長期間として、５年間の契約としております。

また、本案件の仕様においては、特に次の３点を重要事項として明文化しております。

①学校に設置した非常ボタンシステムを良好な状態に管理して非常通報時には緊急対応を行うこと。

②警備業務の遂行中、受注者の過失により生じた発注者である本市の損害について損害賠償（対人・対物合わせて１事故合計 10 億円まで）に応じること。

③受注者は自ら当該契約の義務を負い、第三者に譲渡しないこと。

つまりは、仕様上、様々な種類が存在する警備機器システムの構成等は、受注者に判断を任されております。

委員よりご質問がありました落札業者と他の入札業者との金額に５倍ほどの乖離がみられる理由としましては、主に機器の設置に係る金額によるものと捉えております。受注者は、自社が設置した警備機器システムを常に良好かつ正常稼働させる責務があり、当該システムの法定耐用年数６年を必然的に意識しつつ、６年を経過したならば適切に更新を行うなど最適な管理が求められております。入札の時点だけを見ると、各案件の現行業者である落札業者が機器の設置費用分について有利と見えるものの、警備機器システムの法定耐用年数は６年であり、継続して落札した５年契約の途中には機器の更新や部品の交換等、受注費用とは別に自社負担することで適正化する責任があることから、機器が稼働しなかった場合の高い

損害賠償のリスクに鑑みると、中期的な投資額では大差がなく、仕様としては競争性が担保されているものと考えております。

【質疑】

委　員：近隣市町村における学校警備委託の契約状況は確認できるか。

事務局：本市を含め、各市町村の入札結果は公表されているため、近隣自治体の学校警備に係る契約状況は確認可能である。

１２．（１）北大和小学校外３校学校警備委託（長期継続契約）
（２）渋谷中学校外３校学校警備委託（長期継続契約）
（３）大和中学校外４校学校警備委託（長期継続契約）
（４）深見小学校外４校学校警備委託（長期継続契約）
（５）林間小学校外４校学校警備委託（長期継続契約）

【抽出理由】

同種の事業について落札した事業者はいずれも同じで、落札率は 100％である。また、他の入札参加者は、不参加か、はるかに高い価格を入札している。設計金額は事業者が簡単に計算できるものなのか伺いたい。

【回答】

本案件は、学校（警備対象物件）の火災、盗難及び不良行為を予防し、かつ安全を確保するため、警報機器により感知された異常の有無を確認することのできる機械警備及び異常事態発生時に現場に急行し異常事態の確認を行い必要な措置をとる人的警備を行ったものです。

本案件の設計金額については、複数者から参考見積を徴取した中で最も安い金額を設計金額としましたが、入札の結果、その最も安い参考見積を出していた業者が参考見積額と同額で落札をしたため、落札率が 100％となったものです。

よって、設計金額を参考見積により設定している多くの委託業務において、参考見積が設計金額に採用された業者は、自社の見積金額が設計金額となるため、簡単に金額を出すことができ、結果、高い落札率となる傾向にあります。

【質疑】

特になし。

１３．市立林間小学校ほか26校スポットクーラー賃貸借

【抽出理由】

入札参加者の応札価格に開きがあるが仕様書に問題などはないでしょうか。

【回答】

夏季の体育授業や部活動における熱中症対策を図るとともに、地域の避難先となる施設の良好な環境を確保するため、現在本市では、市内小中学校の体育館に空調設備を順次設置しているところです。本案件は、空調設備が設置されていない市内小中学校の体育館等にスポットクーラー65 台をリースしたものです。

近年の酷暑によりスポットクーラーの需要が高まる中、落札業者が 65 台もの多くの機器を他の業者より安くリースすることができたのは、学校などの公共施設や工事現場へのスポットクーラーのリース実績の多さが関係しているものと推測されます。実際、当該業者は、令和４年度から本市小中学校のスポットクーラーのリース契約を受注しております。また、仕様書において、スポットクーラーの参考機種を明示しておりますが、製品指定は行っていないため、各社用意できる製品や状況に応じて入札したものと捉えており、仕様書に問題はないものと考えております。

【質疑】

特になし。

１４．簡易印刷機賃貸借（長期継続契約）

【抽出理由】

印刷機賃貸借であり、予定価格・設計金額が 2,376,000 円であるところ、66 円で落札されていますが、今後、メンテナンスや再リース等で問題が生じる可能性はないでしょうか。

【回答】

当該簡易印刷機は、市民及び事業者向けに、同じ内容の文書やチラシをモノクロで大量に印刷する際に用いるものです。本案件は、年間平均 160 万枚を印刷するために、簡易印刷機２台を５年間賃貸借しているもので、当該賃貸借契約は、旧機器の賃貸借期間満了に伴う機器更新によるものです。

当該条件付一般競争入札においては、結果的に設計金額を大きく下回る金額で決定しましたが、この設計金額は当該落札業者が参考見積徴取時に提示した金額です。落札業者が応札時に大きく金額を下げた理由は分かりかねますが、当該契約については、いわゆる「１円入札」と言われるような、機器のリース料を極端に安くする代わりに、トナーなどの消耗品費を高く設定し、長期の契約期間において受注者が利益を確保するというものではありません。実際に、当該簡易印刷機の消耗品については、見積合せにて、別の業者が受注をしております。

【質疑】

委　員：金額があまりにも低いが、先に述べたとおり、業者に対して入札金額の確認は行ったのか。

事務局：内訳書の提出を含め確認を行ったが、入札価格に誤りはなく、税込 66 円で契約決定となった。

3　答申について

事務局から、答申について事務連絡

4　その他

事務局から、次回の日程等について案内を行った

以上

令和８年７月３１日

大和市長　古谷田　力　殿

大和市入札監視委員会
委員長　　櫛笥

「入札等事務の運用状況等（令和７年５月１日から令和８年５月３１日契約分）」について（答申）

令和８年７月３１日付で、大和市入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和７年５月１日から令和８年５月３１日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。その結果、適正に入札が執行されていることを確認いたしました。

その中で、設備の構造や制御プログラムに関する特許を有する業者との随意契約について述べます。当該契約は地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づく適法な手続きであることを確認しました。随意契約第２号においては、参考見積りを設計積算に反映せざるを得ないことから、予定価格が見積価格に近接することはやむを得ない側面があります。一方で、過去の実績や同等業務における他者との金額の比較により妥当性を検証することや、仕様の精査、見積根拠の確認といった取組みにより、価格の適正性を確保することは重要です。よって、随意契約第２号であっても、市が主体的に適正な価格であることを確認するための取組みを、引き続き継続するよう努めてください。

今後とも、入札等事務の適正な運営及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。